

令和7年度第1回さいたま市健康づくり・食育推進協議会

日時：令和7年5月22日（木）15時30分～17時00分

場所：さいたま市役所 議会棟 第6委員会室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 会長選出
- (2) さいたま市健康づくり計画について
- (3) さいたま市健康づくり計画 分野別目標と R7 年度主な取組
- (4) その他

3 閉会

さいたま市健康づくり・食育推進協議会委員名簿

(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

令和7年4月3日現在

	氏名	所属	備考
1	あきやま かよ 秋山 佳代	人間総合科学大学 人間科学部 ヘルスフードサイエンス学科 准教授	
2	いいたか いちろう 飯高 一郎	NPO法人浦和スポーツクラブ 理事	
3	おおつか ひろみ 大塚 弘美	さいたま市私立保育園協会 食育部 部長 (いちご桜保育園 園長)	
4	おおにし ひさこ 大西 妃佐子	さいたま市食生活改善推進員協議会 理事	
5	おがわ みどり 小川 実登里	埼玉県栄養士会 常任理事	
6	しばた あき 柴田 亜希	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 看護学科 准教授	
7	つるおか ゆか 鶴岡 祐佳	市民公募委員	
8	なかむら けいこ 中村 啓子	市民公募委員	
9	ながせ じゅんこ 長瀬 純子	さいたま市薬剤師会 常務理事	
10	なみき えみこ 並木 英巳子	さいたま市保健愛育会 理事	
11	まき じゅんいち 巻 淳一	さいたま市歯科医師会 会長	
12	ももき しげる 桃木 茂	さいたま市4医師会連絡協議会大宮医師会	
13	よしむら まゆこ 吉村 繭子	さいたま商工会議所 会員サービス課 課長補佐	
14	わきのその あきこ 脇之園 明子	全国健康保険協会埼玉支部 企画総務部 保健グループ長	

(敬称略)

令和7年度 第1回健康づくり・食育推進協議会 関係課職員名簿

	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	北区役所保健センター	所長	井上 千晴	
2	北区役所保健センター	係長	代田 由美	
3	桜区役所保健センター	主査	田場 光絵	代理
4	保健所 健康支援課	主任	高木 悠浩	
5	農業政策課	主事	金子 颯汰	欠席
6	健康教育課	主任指導主事兼係長	西川 裕樹	

(事務局)

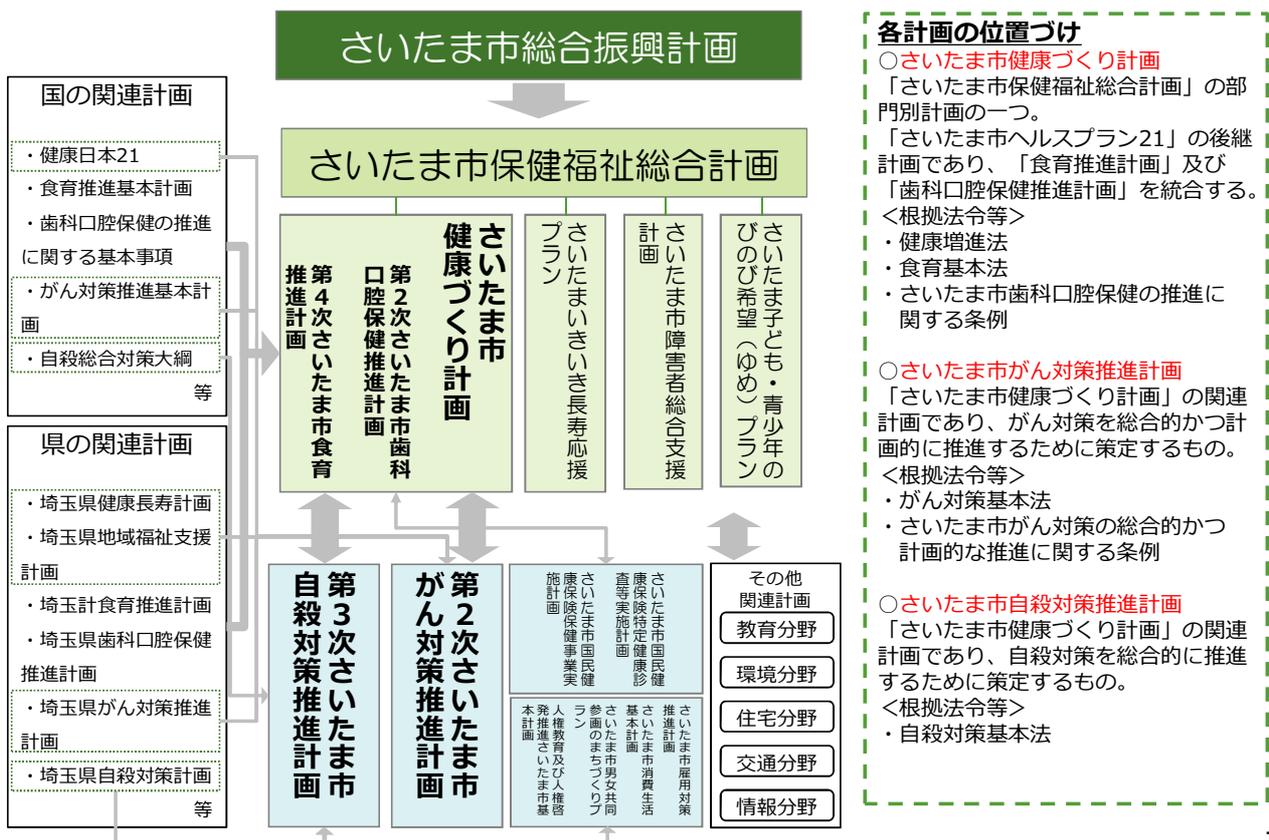
	所 属	役 職	氏 名
1	保健衛生局 保健部	部長	齋藤 貴弘
2	保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	課長	浅野 昌則
3	保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	参与	今野 弘美
4	保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	課長補佐	竹村 真
5	保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	主査（保健師）	山田 希亜
6	保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	主査（保健師）	中杉 晃子
7	保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	管理栄養士	中山 綾



「さいたま市健康づくり計画」について

保健衛生局 保健部 保健衛生総務課

1 計画の位置づけ

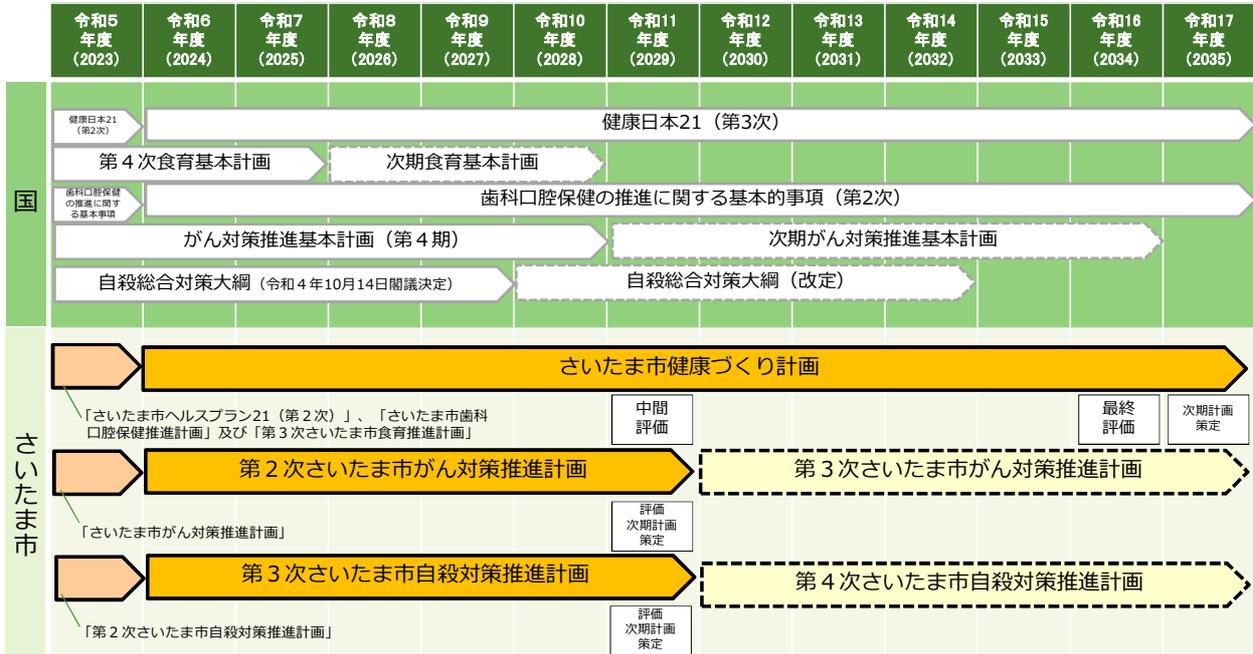


各計画の位置づけ

- さいたま市健康づくり計画**
「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画の一つ。
「さいたま市ヘルスプラン21」の後継計画であり、「食育推進計画」及び「歯科口腔保健推進計画」を統合する。
＜根拠法令等＞
・健康増進法
・食育基本法
・さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例
- さいたま市がん対策推進計画**
「さいたま市健康づくり計画」の関連計画であり、がん対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。
＜根拠法令等＞
・がん対策基本法
・さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例
- さいたま市自殺対策推進計画**
「さいたま市健康づくり計画」の関連計画であり、自殺対策を総合的に推進するために策定するもの。
＜根拠法令等＞
・自殺対策基本法

2 計画期間

- さいたま市健康づくり計画 令和6年度から令和17年度まで（12年間）
- 第2次さいたま市がん対策推進計画 令和6年度から令和11年度まで（6年間）
- 第3次さいたま市自殺対策推進計画 令和6年度から令和11年度まで（6年間）



※点線部は見込みを記載

2

3 計画の基本的な考え方



基本方針

・市民がそれぞれのライフコース、ライフスタイルにあった健康づくりを、身近な環境の中で、気軽に楽しく実践・継続できる環境づくりを推進する。

基本目標

I 若い世代から自分の健康に関心を持ち、市民が自ら健康づくりに取り組むための環境を整備するとともに、健康づくりに関する継続的な支援を推進する。
II 本市の環境を生かしながら、身近な地域で互いに支えあいながら自然に健康になれる地域づくりを推進する。

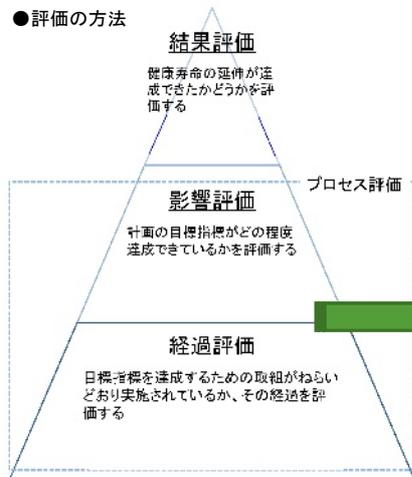
分野別目標

・ヘルスプラン21(第2次)を継承し、8つの分野の目標を定める。
・目標の設定においては、前計画の評価を踏まえ、分野別に大目標と中目標を設定し、小目標として積極的な施策の展開を図るため具体的な取組を設定する。
・前計画の基本的視点を活かし、**人の生涯を経時的に捉えた健康づくり(ライフコースアプローチ)**の観点も取り入れる。ライフコースは年代別に加え、性別の特性を踏まえ、**女性に関する目標**を新たに設ける。

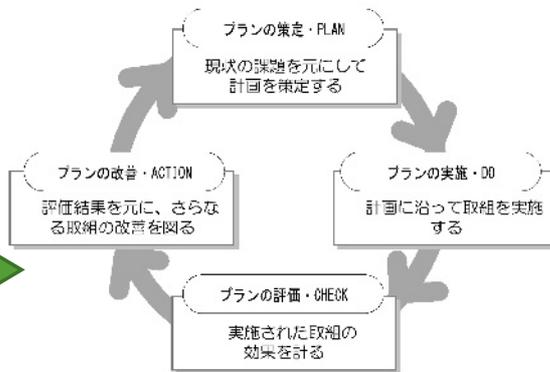
3

4 計画の進行管理と評価

●評価の方法



●PDCA サイクル

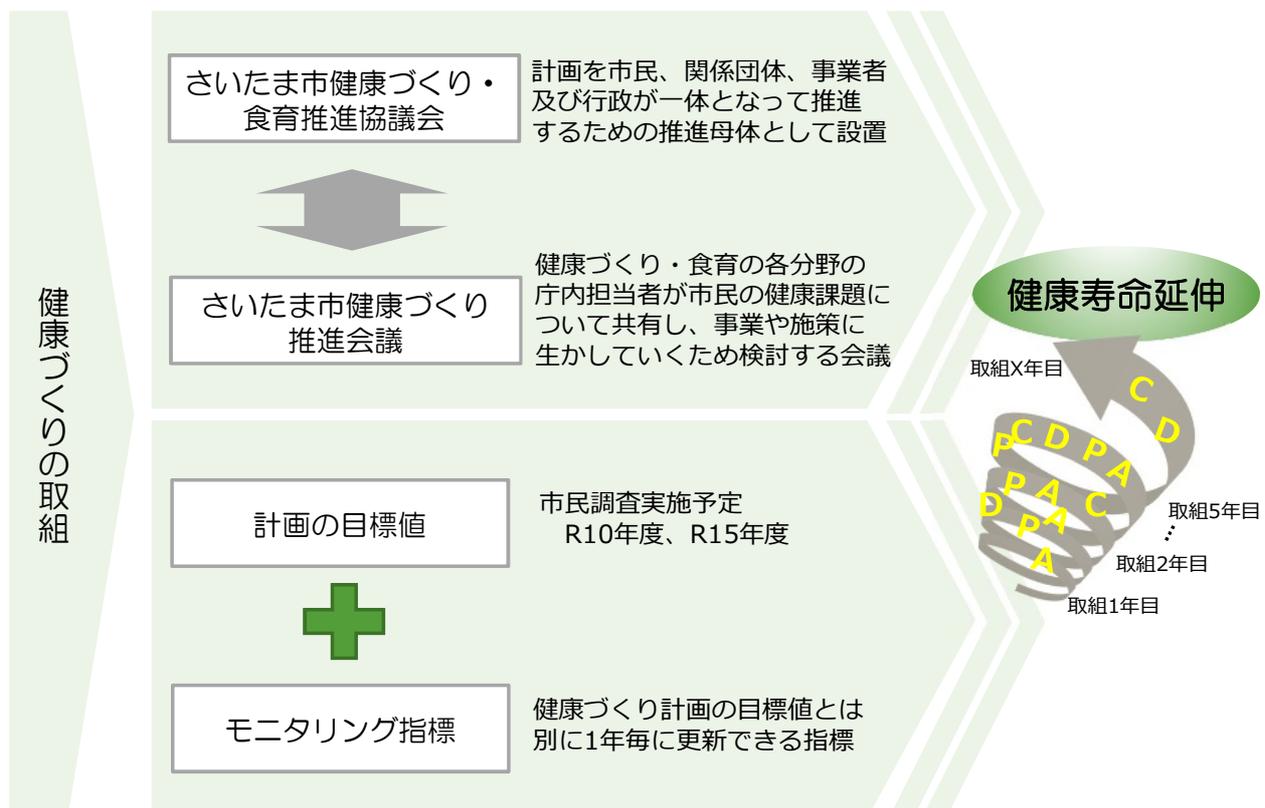


●保健活動の評価の視点

ストラクチャー	プロセス	アウトプット	アウトカム
構造	過程	事業実施量	結果
誰が、どういう体制で	どのように	どれだけやって	その結果どうなったか

4

5 計画の進行管理



5

さいたま市健康づくり計画 分野別目標と R7 年度主な取組

1. がんの予防

中目標 がん検診の受診率の向上

中目標 生活習慣の改善による発症予防

主な取組の抜粋	取組主体
がん検診の実施	さいたま市4医師会 全国健康保険協会埼玉支部 健康支援課
健康づくり教育、保育園保護者会、育児サロン等におけるがんに関する講話	各区役所保健センター

2. 循環器疾患・糖尿病の予防

中目標 特定健康診査や人間ドックの受診率の向上

中目標 生活習慣の改善による発症予防

主な取組の抜粋	取組主体
特定健康診査や保健指導の実施	さいたま市4医師会 全国健康保険協会埼玉支部 国保年金課 各区役所保健センター
被保護者健康管理支援事業 (生活保護受給者の内、「医療機関受診勧奨対象者」又は「糖尿病性腎症重症化予防対象者」に対して、保健指導や相談対応を実施)	生活福祉課
高血圧や糖尿病などをテーマとした教室開催 (講義、運動実技等)	各区役所保健センター

3. 歯科・口腔(歯科口腔審議会において必要に応じて審議)

4. 栄養・食生活

中目標 世代ごとの特徴をふまえた食生活の推進

中目標 持続可能な食の環境づくり

主な取組の抜粋	取組主体
市民健康栄養講座の開催(講和や、栄養食事相談コーナー等)	埼玉県栄養士会
子どもや親子等を対象に、健康的な食事や生活に関する講義・調理実習を実施	さいたま市食生活改善推進員協議会
私立保育園の職員を対象とした「行事食・伝統食の献立」「食物アレルギーフリーの献立」「離乳食」等の調理講習会の開催	さいたま私立保育園協会
児童センターにおける食育講話	子ども・青少年政策課
単独型子育て支援センターでの食育に関する事業	子育て支援課
保育園における食育(各公立保育園が食育年間計画を作成、保育士、調理師等が実施。保育課栄養士が公立保育園に出向き実施した園児向けの食育を実施。また給食の献立レシピを作成し、各公立保育園にて配布。)	保育課
地元のシェフと連携を図り、学校給食を実施	健康教育課
「すくすく のびのび 子どもの生活習慣向上」キャンペーン(朝ごはんをしっかりとべよう等の普及啓発。)	生涯学習振興課
公民館における食育講座	生涯学習総合センター
食の安全・安心市民講習会開催	生活衛生課
チーム Eat All(食減ロス削減に取り組む企業と市が協働で食品ロス削減を推進するチームを結成。常設の食品寄附の回収拠点を設置し、地域の買い物で利用できるポイントを寄附量に応じて付与等の活動を実施。)	資源循環政策課
地場産農産物料理講習会の開催(農家さんから市内産の農産物を使用した料理を教わる)	農業政策課
6月食育月間、10月朝ごはんを食べよう強化月間における普及啓発(ポスター等を作成し、市内保育施設、学校、公共施設等にて配布。)	保健衛生総務課

5. 身体活動・運動

中目標 日常的に意識して取り組む運動習慣

中目標 ウォーキングを通じた健康づくり

主な取組の抜粋	取組主体
子ども、大人、シニア向けの運動プログラムを開催	NPO 法人浦和スポーツクラブ
さいたま市レクリエーション協会支援事業 (市民のスポーツ・レクリエーションへの取組みや種目団体への加入を促すよう、レクリエーション協会によるフェスティバルの開催や、レクの普及啓発実施等。)	スポーツ振興課
シルバーポイント事業(登録団体に健康づくり等の活動を行ったときにポイントがもらえ、ポイントが一定以上貯まると、奨励金に交換することができる事業。)	高齢福祉課
ますます元気教室の開催(おもりを使った筋力トレーニング「いきいき百歳体操」を学ぶ等)	いきいき長寿推進課

6. 休養・こころの健康

中目標 ストレスの解消

中目標 悩み事を相談できる環境づくり

主な取組の抜粋	取組主体
メンタルヘルス検定、メンタルヘルスマネジメント検定の実施	さいたま商工会議所
子育て世代、高齢者等への支援事業 (親子でのふれあい体操や介護予防体操等の実施を通じて、親子や高齢者の孤立を防ぐ)	さいたま市保健愛育会
睡眠教室～ぐっすり眠って健康に～(良い睡眠のための講義、ストレッチ等)	南区役所保健センター

7. 喫煙

中目標 喫煙率の減少(喫煙をやめたい者がやめる)

中目標 受動喫煙の機会の減少

主な取組の抜粋	取組主体
禁煙に関する普及啓発(禁煙相談の実施、コミセンまつりや区報、SNS での普及啓発)	南区役所保健センター
COPD に関する知識の普及啓発	保健衛生総務課
20 歳未満の喫煙防止に関する普及啓発(市内高校生へリーフレットを配布)	保健衛生総務課

8. 飲酒

中目標 生活習慣病のリスクを高める飲酒量の啓発

中目標 20歳未満の飲酒をなくす

主な取組の抜粋	取組主体
アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する個別相談会	こころの健康センター
生活習慣病のリスクを高める飲酒量の普及啓発(SNS 等による普及啓発)	保健衛生総務課
20 歳未満の飲酒防止に関する普及啓発(市内高校生へリーフレットを配布)	保健衛生総務課

議事3 さいたま市健康づくり計画分野別目標と令和7年度の主な取組 進行用名簿

※ 下記の進行順に、お一人2分程度でご発言いただく予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

番号1～7…貴団体の取組についてご報告いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。
（資料2に貴団体の取組について、スペースの都合上、抜粋して掲載しておりますが、掲載の無い取組も含めご報告いただいても問題ありません。）

番号8～14…感想や意見など、ご発言をお願いいたします。

議事3の 進行順番	氏名	所属
1 4 栄養・食生活	おおつか ひろみ 大塚 弘美	さいたま市私立保育園協会 食育部 部長 (いちご桜保育園 園長)
2 4 栄養・食生活	おおにし ひさこ 大西 妃佐子	さいたま市食生活改善推進員協議会 理事
3 4 栄養・食生活	おがわ みどり 小川 実登里	埼玉県栄養士会 常任理事
4 5 身体活動・運動	いいたか いちろう 飯高 一郎	NPO法人浦和スポーツクラブ 理事
5 6 休養・こころ	なみき えみこ 並木 英巳子	さいたま市保健愛育会 理事
欠席	よしむら まゆこ 吉村 繭子	さいたま商工会議所 会員サービス課 課長補佐
欠席	わきのその あきこ 脇之蘭 明子	全国健康保険協会埼玉支部 企画総務部 保健グループ長
6 感想・意見	つるおか ゆか 鶴岡 祐佳	市民公募委員
7 感想・意見	なかむら けいこ 中村 啓子	市民公募委員
8 感想・意見	ながせ じゅんこ 長瀬 純子	さいたま市薬剤師会 常務理事
欠席	あきやま かよ 秋山 佳代	人間総合科学大学 人間科学部 ヘルスフードサイエンス学科 准教授
欠席	まき じゅんいち 巻 淳一	さいたま市歯科医師会 会長
10 学識	しばた あき 柴田 亜希	埼玉県立大学 保健医療福祉学部 看護学科 准教授
11 学識	ももき しげる 桃木 茂	さいたま市4医師会連絡協議会大宮医師会

(敬称略)

さいたま市健康づくり計画 モニタリング指標（R7.4 月更新）

さいたま市健康づくり計画において、令和 11 年度中間評価、令和 15 年度最終評価として、数年単位の長い期間で評価をする仕組みを整えている。

一方で各実施取組は、健康づくりに取り組む地域団体、行政等が PDCA サイクルによる評価を毎年行っている。地域団体や行政等にとって、参考数値として毎年モニタリングができる指標が別途あることで、課題を把握しやすく、PDCA サイクルをより回しやすいたして、令和 6 年度第 2 回さいたま市健康づくり・食育協議会において、モニタリング指標の設置を承認。

0. 共通.健康の意識

65 歳の健康寿命

	R3年度 ベースライン	R4年度	R5年度	R15 年度 目標値	備考
男性	18.09	18.17	18.06	19.23	埼玉県衛生研究所
女性	20.92	21.14	21.11	21.94	

1. がんの予防（健康づくり計画 P161～）

がん検診受診率(さいたま市がん検診)

	R3年度 ベースライン	R4年度	R5年度	備考
胃がん検診	11.3%	11.5%	11.3%	さいたま市がん検診
肺がん検診	15.5%	15.6%	15.3%	
大腸がん検診	13.7%	13.7%	13.4%	
乳がん検診	11.9%	12.4%	12.2%	
子宮がん検診	15.0%	15.5%	15.8%	

2. 循環器疾患・糖尿病の予防（健康づくり計画 P163～）

① メタボリックシンドロームの該当者の割合(40～75 歳未満)

	R3年度 ベースライン	R4 年度	R15 年度 目標値	備考
男性	28.6%	28.8%	22.0%	埼玉県衛生研究所
女性	8.9%	9.2%	7.0%	

② メタボリックシンドロームの予備群の人数の割合(40～75 歳未満)

	R3年度 ベースライン	R4 年度	R15 年度 目標値	備考
男性	17.4%	17.1%	13.0%	埼玉県衛生研究所
女性	5.0%	4.7%	4.0%	

③ 収縮期血圧の平均(40～75 歳未満、内服加療中含む、年齢調整あり)

	R3年度 ベースライン	R4 年度	R15 年度 目標値	備考
男性	127.9 _{mmHg}	127.7 _{mmHg}	122.9 _{mmHg}	埼玉県衛生研究所
女性	122.5 _{mmHg}	122.3 _{mmHg}	117.5 _{mmHg}	

④ LDL コレステロール160mg/dl以上の人の割合(40～75 歳未満、内服加療中含む、年齢調整あり)

	R3年度 ベースライン	R4 年度	R15 年度 目標値	備考
男性	13.8%	12.4%	10.3%	埼玉県衛生研究所
女性	13.7%	12.3%	10.3%	

⑤ 血糖コントロール不良者の割合(40～75 歳未満、HbA1c8.0%以上)

	R3年度 ベースライン	R4 年度	R15 年度 目標値	備考
男性	2.51%	2.32%	—	埼玉県衛生研究所
女性	0.97%	0.87%	—	
全体	1.66%	1.53%	1.0%	

3. 歯科・口腔(歯科口腔審議会において必要に応じて審議)

4. 栄養・食生活 (健康づくり計画 P166～)

朝食を抜くことが週に 3 回以上ある。(40～75 歳未満、年齢調整あり)

	R3年度 ベースライン	R4 年度	備考
男性	24.4%	25.2%	埼玉県衛生研究所
女性	14.4%	15.2%	

5. 身体活動・運動（健康づくり計画 P168）

日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施。

（40～75 歳未満、年齢調整あり）

	R3年度 ベースライン	R4 年度	備考
男性	46.0%	46.7%	埼玉県衛生研究所
女性	44.9%	45.9%	

6. 休養・こころの健康（健康づくり計画 P168）

睡眠で休養が十分とれている。（40～75 歳未満）

	R3年度 ベースライン	R4 年度	備考
男性	64.9%	63.8%	埼玉県衛生研究所
女性	60.7%	59.5%	

7. 喫煙（健康づくり計画 P169）

COPD の死亡率の減少

R3年度 ベースライン	R4 年度	R15 年度 目標値	備考
7.9%	8.9%	6.0%	さいたま市保健統計

8. 飲酒（健康づくり計画 P169）

1 日当たりの飲酒量（40～75 歳未満）

	ベースライン （R3 年度）	R4 年度	備考
男性 2 合以上	21.5%	22.6%	埼玉県衛生研究所
女性 1 合以上	26.8%	27.5%	

さいたま市健康サポーター制度の新設

参考資料2

- サポーター制度とは
健康づくり計画に基づく取組を実践するサポーターが、市民の身近なところで健康づくりの輪を拡げ、主体的に健康づくりに取り組める環境整備を推進することを目的とする制度

- 主な変更点

現行制度		新制度	実施要領への反映
(制度名) ヘルスプラン2 1 サポーター制度	→	(制度名) さいたま市健康サポーター制度	第1条
(市民への情報提供) 公表を承諾したサポータの名称等	→	(市民への情報提供) サポーターの活動状況等	第7条
(運営主体) 健康づくり・食育推進協議会	→	(運営主体) 市	第3～9条

参考 サポーターの要件 (実施要領より抜粋。現行制度、新制度ともに同じ。)

- (1) 市内に住所を有する団体、施設、店舗等 (以下「団体等」という。) である。
- (2) 次のいずれかに該当する取組を実践する。
 - ア 市民に対する自らの団体の健康づくりの取組についての情報発信
 - イ 市民に対する健康づくりについての情報発信
 - ウ 行政や他団体と協働する健康づくりの取組

制 度 比 較 表

【新】さいたま市健康サポーター制度実施要領	さいたま市ヘルスプラン2 1 サポーター制度実施要領
<p style="text-align: center;">さいたま市健康サポーター制度実施要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>さいたま市健康づくり計画（以下「計画」という。）の推進にあたり、市民が身近なところで、主体的に健康づくりに取り組める環境整備を推進することを目的として、計画に基づく取組を実践するさいたま市健康サポーター（以下「サポーター」という。）の登録、その実施に関し、必要な事項を定める。</u></p> <p>(サポーターの要件)</p> <p>第2条 サポーターは、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する団体、施設、店舗等（以下「団体等」という。）である。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する取組を実践する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 市民に対する自らの団体の健康づくりの取組についての情報発信</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 市民に対する健康づくりについての情報発信</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 行政や他団体と協働する健康づくりの取組</p> <p>(登録等)</p> <p>第3条 サポーターへの登録を希望する団体等は、登録申請書（様式1）を<u>さいたま市長（以下「市長」という。）</u>に提出する。</p> <p>2 市長は、前項の申請書の内容確認の上、サポーターとして名簿へ登載し、サポーター証（様式2）を交付する。</p> <p>3 登録に要する費用は無料とする。</p> <p>(変更届)</p> <p>第4条 サポーターは、前条第1項に規定する登録申請書（様式1）の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届（様式3）を<u>市長</u>に提出する。</p> <p>(辞退届)</p> <p>第5条 サポーターに登録した団体等がサポーターを辞退する場合は、速やかに辞退届（様式4）を<u>市長</u>に提出する。</p>	<p style="text-align: center;">さいたま市ヘルスプラン2 1 サポーター制度実施要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、さいたま市健康づくり・食育推進協議会（以下「推進協議会」という。）が設置するさいたま市ヘルスプラン2 1 サポーター（以下「サポーター」という。）に関し必要な事項を定めることにより、さいたま市健康づくり計画（以下「健康づくり計画」という。）に基づき、市民が身近なところで、主体的に健康づくりに取り組める環境整備を推進することを目的とする。</p> <p>(サポーターの要件)</p> <p>第2条 サポーターは、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する団体、施設、店舗等（以下「団体等」という。）である。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する取組を実践する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 市民に対する自らの団体の健康づくりの取組についての情報発信</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 市民に対する健康づくりについての情報発信</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 行政や他団体と協働する健康づくりの取組</p> <p>(登録等)</p> <p>第3条 サポーターへの登録を希望する団体等は、登録申請書（様式1）を推進協議会会長（以下「会長」という。）に提出する。</p> <p>2 会長は、前項の申請書の内容確認の上、サポーターとして名簿へ登載し、サポーター証（様式2）を交付する。</p> <p>3 登録に要する費用は無料とする。</p> <p>(変更届)</p> <p>第4条 サポーターは、前条第1項に規定する登録申請書（様式1）の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届（様式3）を会長に提出する。</p> <p>(辞退届)</p> <p>第5条 サポーターに登録した団体等がサポーターを辞退する場合は、速やかに辞退届（様式4）を会長に提出する。</p>

(活動経過報告)

第6条 サポーターは、定期的に活動経過報告書(様式5)を市長に提出する。

(市民への情報提供)

第7条 市長は、サポーターの活動状況等について、情報媒体を通じて広く市民に情報提供する。

(取消し)

第8条 サポーターが次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、市長はサポーターを取り消すことができる。この場合、市長は、登録取消通知(様式6)により速やかに当該サポーターに通知する。

- (1) 第2条に規定するサポーターの要件を満たさなくなったとき。
- (2) サポーターが、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為その他不適切な行為を行うなど、サポーターとしてふさわしくないと市長が判断したとき。

(その他)

第9条 この要領で定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(活動経過報告)

第6条 サポーターは、定期的に活動経過報告書(様式5)を会長に提出する。

(市民への情報提供)

第7条 会長は、公表を承諾したサポーターの名称等について、情報媒体を通じて広く市民に情報提供する。

(取消し)

第8条 サポーターが次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、会長はサポーターを取り消すことができる。この場合、会長は、登録取消通知(様式6)により速やかに当該サポーターに通知する。

- (1) 第2条に規定するサポーターの要件を満たさなくなったとき。
- (2) サポーターが、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為その他不適切な行為を行うなど、サポーターとしてふさわしくないと会長が判断したとき。

(総括)

第9条 サポーター制度に関する事務の総括は、推進協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。